

社会教育指導員の部屋

2020.10.2

人権同和課 社会教育指導員 清水 彰

◇ 人権同和教育の推進について

☆ 公民館報さくし「人権シリーズ」

人権シリーズ「障がい者スポーツ普及の先にあるものへの願い」が、[公民館報さくし2020（令和2）年10月号](#)に掲載されています。

この人権シリーズは、佐久市人権同和教育推進員等の皆さんに順次執筆いただいています。かつては、昭和53年8月号に「同和教育シリーズ」として掲載され、その後昭和57年6月号まで22号続き、昭和57年8月号からは、「人権シリーズ」と名称を変更し、掲載を続けています。当初は、毎月の掲載ではありませんでしたが、昭和59年7月号からは、毎月の掲載を原則として、今日に至っています。

下記は、佐藤和夫人権同和教育推進員が、平成29年3月号（佐久市公民館報「人権シリーズ」集 第2集p55）に寄せていただいた文章です。

平成29年3月号
「人権シリーズ」に寄せて

「人権シリーズ」が公民館報に毎月掲載されるようになってから28年になり、336回を数えます。当初は社会教育指導員が執筆していましたが、現在は人権同和教育推進員が順番で担当しています。内容は、人権同和教育問題や人権感覚が日常生活の中で生きて働く力となることを願って、中学生が読んでも理解できるような具体的な事例を取りあげて執筆することをモットーにしています。

しかし、「人権シリーズ」のコーナーが「また人権か、講演会に参加したこともあるし、もう結構。」と飽きられ流されてしまっただけでなく、危惧する時があります。人権は尊重されなければならぬはずなのに、空気と同じように日常はあまり意識しないで、生活していることが多いと思うからです。

逆に「人権シリーズ」を活用して、これを目にした日を「今月の人権の日」と位置付け、人権について考える日にしていただければ幸いに思います。

例えば、今日は「家族の人権を考える日」として、家族だから許されると決め込んでいる言動に人権の侵害はないか、考えてみたいものです。家族だからこそ大切にしなければならぬ言動もあるはず。夫や妻、子ども、祖父母の間に人間としての尊厳が大切にされているか振り返る、そんな人権の日も良いと思っています。

いずれにせよ、「人権シリーズ」が家庭生活文化の一翼を担う基軸となるよう力を注いでいきたいと思っています。

（人権同和教育推進員 佐藤 和夫）

この「人権シリーズ」は、佐久市公民館報「人権シリーズ」集（平成11年4月号～平成20年3月号）、同 第2集（平成20年4月号～平成31年3月号）として、あらゆる人権課題について、その時々々の社会情勢を背景とした視点から執筆いただいた珠玉の文書をまとめさせていただきます。

佐久市公民館報「人権シリーズ」 第2集は、佐久市ホームページ内の[「佐久市の本棚」](#)で読むことができます。

佐久市公民館報「人権シリーズ」集

平成11年4月号～平成20年3月号



佐久市教育委員会
佐久市人権同和課

佐久市公民館報
「人権シリーズ」集 第2集
平成20年4月号～平成31年3月号



佐久市教育委員会
佐久市人権同和課

☆ 佐久市人権同和教育推進員について

「人権シリーズ」を執筆いただいている佐久市人権同和教育推進員は、令和2年10月1日現在、26名が、選任されています。主に、人権同和教育推進のための指導・助言を職務とし、区及び公民館、学校等の関係機関と連携を図りつつ研修会や懇談会等を企画・運営したり、差別解消に向けた啓発活動を行ったりしています。公民館報「人権シリーズ」の執筆も、啓発活動の重要なひとつとなっています。

長野県は、「長野県人権政策推進基本方針」（平成22年2月策定）において、右のような個別の人権課題に対する施策、教育、啓発活動を行うことによって、一人一人の個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現を目指しています。

また、国は、個別の人権課題における差別解消のための法整備を進めてきています。

- ・「障害者差別解消法」（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」平成25年6月）
- ・「ヘイトスピーチ解消法」（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」平成28年5月）
- ・「部落差別解消推進法」（「部落差別の解消の推進に関する法律」平成28年12月）
- ・「アイヌ新法」（「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」平成31年4月）
- ・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年(2019年)11月）

その他に、性的指向や性自認に基づく差別に対する包括的な法整備の必要性が国連から指摘される中で、いわゆる「L B G T差別禁止法」が検討の段階に入っています。

個々の人権問題・課題の解決について、私たち一人一人が社会の一員として差別の解消に立ち向かう意識が問われているのではないかと考えます。「部落差別解消推進法」では、部落差別解消のための「相談活動の充実」や「教育及び啓発」が求められています。

また、本年の「新型コロナウイルスの感染者や家族、医療従事者らへの差別や誹謗中傷」いわゆる「コロナ差別」の解消についても大きな課題となっています。

人権同和教育推進員の方々は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目指して啓発活動を推進すべく多くの研修会に参加し、その力量を高めてきています。

本年は、コロナ禍の中で、今までのような区や公民館を中心とした研修会や懇談会の実施は難しい状況にあります。新しい生活様式の中で、可能な啓発活動を行うべく、取り組んでいます。

◇ 人権課題

- 1 同和問題
- 2 外国人
- 3 女性
- 4 子ども
- 5 高齢者
- 6 障害者
- 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等
- 8 犯罪被害者等
- 9 中国帰国者等
- 10 様々な人権課題
- 11 インターネットによる人権侵害等

「長野県人権政策推進基本方針」(平成 22 年2月策定)より